



ひめゆりの塔

沖縄

本土復帰から53年  
歴史を書き換えることは許されない

多くの命が奪われた沖縄戦を経験し、戦後27年間米国の統治下にあった沖縄は、1972年5月15日に本土復帰し、今年で53年になります。

沖縄の人々にとって、この本土復帰は、戦争放棄と戦力不保持、基本的人権の尊重、地方自治を定めた日本国憲法への復帰のはずでした。

しかし、在日米軍専用施設の7割が集中し、県民が望む「基地のない平和の島」は実現せず、県が求める日米地位協定の改定も進んでいません。

米軍機の騒音・墜落事故、基地周辺の地下水等のPFAS汚染、米兵による性暴力事件で住民の不安は拭えないままです。辺野古基地移設問題では、国は県の反対を押し切り「代執行」によって軟弱地盤の改良工事を強行。さらに自衛隊基地の配備や住民避難訓練など戦争準備を進めています。

5月3日自民党の西田昌司議員は「ひめゆりの塔」に関し、「歴史の書き換え」などと批判。謝罪・撤回しましたが、ひめゆり平和祈念資料館の館長は「本質的には撤回していない」と批判しました。

5月15日の「沖縄復帰の日」は、沖縄の歴史と現在について考える大切な日です。

学術  
会議

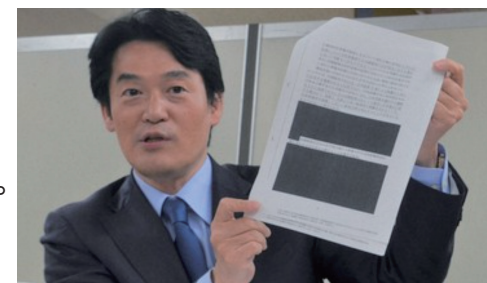
学術会議候補の任命拒否問題で  
東京地裁が政府解釈文書の  
全面開示を命令

2020年の日本学術会議の会員6人の任命拒否問題を発端に、政府が進めてきた日本学術会議特殊法人化法案は5月13日衆議院で可決され、参議院に送られて28日から審議されています。

一方、6人の任命拒否をめぐるのは、2018年当時の安倍政権は、従来の「形式的任命」との法解釈を変更し、「首相は推薦通りに任命すべき義務があると

まではいえない」とする内部文書をまとめ、推薦された委員を拒否する実質的な権限があるとする解釈に改めていました。

この解釈変更の経緯を示す文書の情報公開を求める裁判の判決が5月16日東京地裁であり、篠田賢治裁判長は「首相の任命権を考えるに当たって有用な文書で公益性は極めて大きい」として国に全面開示を命じました。これに対して、国は5月26日東京高裁に控訴しています。



提訴した立憲民主党の小西洋之  
参院議員=毎日新聞

憲法

憲法改正条文案起草委員会の  
設置見送り 衆議院憲法審査会

衆院憲法審査会は5月29日の幹事懇談会で、自民党側が憲法改正の条文案を作る起草委員会の設置を求めていましたが、立憲民主党などが反対し、今国会での設置を見送る方針を確認しました。

衆院憲法審査会では「改憲ありき」ではない状況で意見が交わされています。改憲勢力の議席が、昨年の衆院選で発議に必要な3分の2を大きく割り込んだことが大きいようです。

平和川柳

えんせん  
厭戦の 学術会議 どこへ行く

新米も 流通改善 できるかな

公安の 逮捕冤罪 大川原

9の日宣伝  
6月9日(月)  
17:00-18:00  
東戸塚駅

東戸塚9条の会 勉強会  
6月14日(土)  
10:00-12:00  
東戸塚地区センター



ホームページも  
見てくださいね!







# 学問の自由が危ない!

## 日本学術会議の「特殊法人化」が参議院で審議入り

まともな審議もほとんど無しに衆議院を通過した、日本学術会議を政府監督下に置く「特殊法人化」法案の審議が、5月28日から参議院で始まりました。

### ■ 幾重にも政府が介入できる御用機関に

法案は、政府から独立した「国の特別機関」である現状の組織を廃し、政府の監督下に新たな「特殊法人」に移行させようとするものです。

その内実は、「科学者の総意の下に、独立して職務を行う」という学術会議を解体し、政府・権力の意に沿う組織、いわば“御用機関”に変質させるものです。梶田隆章・同会議前会長は「この法人化が行なわれたなら、日本の学術の終わりの始まりになる。心配だ」と述べています。断じて許すわけにはいきません。

### ■ 都合の悪い学者排除の制度化

2020年の菅義偉首相（当時）による会員候補6人の任命拒否は、権力による違法な人事介入であり、「学術会議の独立性を侵害する」と激しい批判を浴びました。政府がなすべきは任命拒否の撤回であり、学術会議を変質させることはありません。

法案によって設けられる、外部者からなる選定助言委員会は、学術会議の会員選定方針に意見を言うほか、候補者選定にも意見を言えます。政権にとって都合の悪い学者を排除する制度を法律に組み込むものです。任命拒否をしなくても人事介入ができることになります。

### ■ 「学問の自由」を侵害

5月9日の国会で、坂井学・内閣府特命相は「党派的な主張を繰り返す会員は今度の法案では解任できる」と答弁しました。学者の政治的主張や活動は学者としての学識にもとづくものです。政府に都合の悪い言動を「党派的」と決めつけて排除することは、憲法が定める「学問の自由」「言論・表現の自由」のあからさまな侵害になります。

法案は現行法の前文を全面削除して、「科学者の総意の下に」「わが国の平和的復興に貢献する」という学術会議設立の原点を消しました。戦前に科学者が戦争協力したことへの痛苦の反省に基づくものであり、3度にわたる軍事研究拒否の声明もこの原点に立つものです。これを覆し、戦争する国づくりに学術界を動員しようとする狙いがすけてみえます。

項目	現行制度	法案による変更内容	おもな問題点
組織の位置づけ	国の特別機関（独立性あり）	特殊法人（政府の監督下）	独立性が失われ、政府の影響力が強まる
人事	学術会議が独自に推薦し内閣が形式的任命	外部の「選定助言委員会」が候補選定に意見	都合の悪い学者を排除する仕組みが制度化される
政府の介入	基本的に介入できない	「監事」や「評価委員会」による常時監視	財政・活動面での干渉の正当化につながる
設立理念の扱い	「科学者の総意の下に」「平和的復興に貢献」	前文ごと削除	戦争協力の反省や軍事研究拒否の歴史的意義が否定される
学問の自由	憲法に基づき保障	「党派的主張の会員は解任可能」との答弁あり	政治的発言を理由に排除されるおそれがある

### ■ 独立奪い軍事動員

法案は、「独立して職務を行う」という現行法の規定を削除しています。その理由について、政府は「国から独立した法人になるから必要ない」と説明します。しかし、この規定を削除し、政府が学術会議の人事への介入だけでなく、活動、財政にわたっても政府が任命する「監事」・内閣府に設置される「評価委員会」によって、監査・評価するなど幾重にも介入する仕組みを設けたことは、「独立性」を侵害するものです。

学術会議の独立性を奪い、軍事研究をはじめ政府や財界の意に沿う方向に学術界を動員しようとするれば、学問の自由を奪い学術の衰退をもたらします。結局、日本の研究力をつぶし、日本の針路をも誤らせます。日本の学術を圧殺する本法案を必ず廃案にしなればなりません。

**新法案 学術会議側は賛同せず**

受け入れられない点 ⇨ 政府による 評価委員会 監事  
⇨ 会員選考への関与

日本学術会議  
光石衛会長 談話 (7日)

「自主性・独立性への懸念  
払拭されない中で  
閣議決定は遺憾」  
⇒ 総会で対応検討

歴代会長 声明 (2月18日)

「科学者アカデミーとしての責務を  
果たすことできない」  
⇒ 石破首相に法案撤回求める

**“法人化”前より国が関与 独立性下がるのでは?**